

公益社団法人 広島県建築士会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、公益社団法人広島県建築士会と称する。

(構 成)

第2条 本会は、広島県内に在住又は勤務する建築士をもって構成する。

(事務所)

第3条 本会は、主たる事務所を広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、建築士に対する建築技術に関する研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行い、もって建築士の品位の保持及び向上並びにその業務の進歩改善に資するとともに、建築物に係る県民の利益の擁護及び増進並びに建築文化の振興を図るための事業を実施し、社会に貢献することを目的とする。

(規 律)

第5条 本会は、別に定める自主行動基準の理念と規範にのっとり、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる公益目的の達成と建築士の社会的信用の維持、向上に努めるものとする。

(事 業)

第6条 本会は、第4条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建築士の業務の進歩改善並びにその促進のための事業
- (2) 建築士の資質・見識・技術向上のための事業
- (3) 建築士制度の普及、宣伝並びにその改善のための事業
- (4) 建築士に対する建築技術に関する研修
- (5) 会員の指導及び連絡に関する事務
- (6) 建築士法に基づく、建築士の登録等の事務
- (7) 建築士の社会的貢献活動を支援するための事業
- (8) 行政並びに関連団体の業務の受託
- (9) 前各号に掲げる事業に関する印刷物の刊行並びに頒布
- (10) 建築に関する書籍等を販売する事業
- (11) 本会の会員の福利厚生に関する事業
- (12) 建築関係諸団体との提携及び親善に関する事業
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、広島県内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員種別と資格)

第7条 会員の種別及び資格は次のとおりとし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 建築士法第5条の免許を受けた建築士で、広島県内に在住又は勤務する者
- (2) 準会員 広島県内に在住又は勤務する、将来建築士になろうとする者
- (3) 賛助会員 個人又は団体で本会の事業を賛助する者

(入 会)

第8条 正会員又は準会員になろうとする者は、別に定める入会申込書に所定の事項を記入して会長に提出し、承認を得なければならない。

2 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、承認を得なければならない。

(入会金)

第9条 正会員又は準会員として入会の承認を受けた者は、総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(会 費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の権利義務)

第11条 会員の権利義務は、次のとおりであって、その者に帰属する。

- (1) 会員は、定款その他の諸規則及び総会において成立した決議事項を遵守するものとする。
- (2) 会員は、本会の運営に関して意見を述べることができる。
- (3) 正会員の総会における議決権は、1名につき1個とする。
- (4) 会員は、会誌及び会報の配布を受けることができる。
- (5) 会員は、本会の刊行図書及び取扱い図書並びに福利厚生等についての特典を受けることができるほか、第6条の事業に参加することができる。

(権利の停止)

第12条 会員で、会費滞納が6箇月に及ぶ者は、理事会で別に定める手続きにより前条に定めた会員の権利を停止されることがある。

(退 会)

第13条 会員で、退会しようとするものは、会費を完納した上、退会届を提出しなければならない。

(除 名)

第14条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、除名することができる。

- (1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為のあるとき
- (2) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名する場合においては、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の議決によることを要する。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

3 前項の規定により除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 15 条 会員は、前 2 条のほか、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 建築士法第 5 条の免許を失ったとき
- (2) 死亡したとき又は解散したとき
- (3) 総正会員の同意があったとき
- (4) 会費の滞納が 2 箇年以上に及ぶとき

2 前項第 4 号の場合においては、理事会の決議を経ることを要する。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(納入金の返還)

第 16 条 会員が除名、退会その他の事由によって会員の資格を失ったときは、既に納めた入会金及び会費の返還を求めることができない。

第 4 章 総 会

(構成)

第 17 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 18 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額決定
- (3) 各事業年度決算（貸借対照表及び正味財産増減計算書）の承認
- (4) 入会の基準並びに入会金及び会費の額
- (5) 会員の除名
- (6) 定款の変更
- (7) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 総正会員の議決権の 30 分の 1 以上から、総会開催日の 30 日前までにあらかじめ議題として提出された事項
- (9) 前各号に定めるもののほか、法令に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第 19 条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合には、いつでも開催できるものとし、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 20 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
 - 3 総会の招集は、開催日の 1 週間前までに日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって正会員に通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、総会の日 2 週間前までにその通知を発しなければならない。

(議長)

- 第 21 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故ある時は、当該総会において、出席正会員の中から議長を選出する。

(決議)

- 第 22 条 総会は、総正会員数の 3 分の 1 以上の出席によって成立する。
- 2 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項を除き、出席正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 3 前項の場合において、議長は正会員として議決に加わることはできない。
 - 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 25 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第 23 条 総会に出席することができない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として書面または電磁的記録により議決権の行使を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 24 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 総会議事録には、出席した正会員のうちからその会議において選出された者 2 名以上が議長とともに署名し、又は記名押印しなければならない。

第 5 章 役員その他

(役員等)

- 第 25 条 本会には、次の役員をおく。
- (1) 理事 20 名以上 38 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を専務理事、3 名以上 5 名以内を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

- 第 26 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の決議によって選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会において別に定める員数の範囲内で、理事及び監事については、会員以外の学識経験を有する者から総会でそれぞれ1名を選任するものとする。
- 3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 会長及び監事は、本会以外の建築に係る業務団体・事業者団体の長を兼ねることができない。
- 8 第1項に係る役員を選任に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

（役員職務権限）

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及び定款の定めるところにより本会を代表し、その業務を執行する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会にて定めた順位に従いその業務の執行に関する職務を代行する。
 - 4 専務理事は、会長、副会長を補佐し、この法人の職務を分担執行する。
 - 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐し、この法人の職務を分担執行する。
 - 6 副会長、専務理事、常務理事の権限は、理事会の決議により別に定める。
 - 7 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、自己の職務の執行の状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上理事会に報告しなければならない。
 - 8 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 9 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
 - 10 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは、意見を述べなければならない。

（役員任期）

- 第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 役員は、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
 - 6 理事及び監事は、総会の決議により解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

（報酬等）

- 第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員及び外部役員には報酬等を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める報酬等の規則による。

(役員の実任の免除又は限定)

- 第 30 条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 1 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議を経て会長が別に定める。

(相談役、顧問)

- 第 31 条 本会に相談役、顧問を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問は、理事会の承認により会長が委嘱する。
- 3 相談役、顧問は会長の諮問にこたえ、かつ、各種の会議に随時出席して意見を述べるることができる。ただし、議決には加わらない。

第 6 章 理事会

(構成)

- 第 32 条 本会に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 33 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(開催)

- 第 34 条 理事会は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上及び次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 会長以外の理事から理事会の目的である事項を示して請求のあったとき

(招集)

- 第 35 条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会の招集は、理事会の日の一週間前までに日時、場所及び目的である事項を記載した文書をもって各理事及び各監事に通知をしなければならない。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第 36 条 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(決議)

- 第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が、書面又は電磁的記録により同意を意思表示し、監事からも異議が出されなかったときには、全ての理事から提案に同意する旨の書面又は電磁的記録が到達した日をもって、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。
- 3 理事会の運営に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 理事会議事録には、出席した会長及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(基本財産)

第 39 条 本会の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 5 条第 16 号に規定する、第 6 条の公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（以下「公益目的不可欠特定財産」という。）
- (2) 総会で基本財産とすることを決議した財産
- (3) 基本財産として寄附された財産

- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産は、適正な維持及び管理に努めるものとし、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(経費の支弁)

第 40 条 本会の経費は、入会金、会費、寄附金及び基本財産又は事業から生ずる収入で、これを支弁する。

(事業年度)

第 41 条 本会の事業年度は 1 年とし、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 本会の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を経た上で、定時総会で報告をしなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまで間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概算及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第45条 本定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づかなければ変更することができない。

（解 散）

第46条 本会は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取り消し等に伴う贈与）

第47条 本会が、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日、又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第48条 本会が、解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

（委員会）

第49条 本会の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議により、任意の機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(支部及び部会)

第 50 条 本会の円滑な運営を図るため必要があると認めるときは、理事会の決議により、任意の機関として、支部及び部会を置くことができる。

2 支部及び部会に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局及び職員)

第 51 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局長及び職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故、その他やむをえない事由によって前項の電子公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法による。

(書類及び帳簿の備付等)

第 53 条 事務所には次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

(7) 監査報告書

(8) 理事及び監事の名簿

(9) 会員名簿

(10) 定款

2 前項各号の帳簿及び書類等の保管期間及び閲覧については、法令及び理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

第 12 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 54 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開す

るものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報保護)

第 55 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 13 章 補 則

(政治活動)

第 56 条 本会は、その性格及び目的からいかなる政治活動にも参加しない。

2 本会を特定の政党のために利用してはならない。

(規則)

第 57 条 この定款に定めるもののほか、この法人運営に必要な事項は、理事会の議決により定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会の最初の会長は錦織亮雄、副会長は元廣清志、吉川澄生、専務理事は山口邦良、常務理事は杉田輝征、生田文雄、栗栖繁とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この定款は、令和元年 6 月 1 日より施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 6 月 15 日より施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 6 月 21 日より施行する。

附 則

この定款は、令和 8 年 6 月 6 日より施行する。